

# 被災住宅修繕等緊急支援事業について

報告 番号		資料 番号	1
営繕建築課			

## 1. 背景・目的

1月1日に発生した令和6年能登半島地震により、燕市内においても建物等には一部破損が生じ、ブロック塀や石灯籠等の倒壊により道路通行を妨げるなど市民の生活に支障をきたす事態となっています。

こうした状況を踏まえ、市民の負担軽減と早期の復旧を支援するため、被災住宅修繕等緊急支援事業として破損した住家等の修繕や倒壊した、もしくは倒壊の恐れのあるブロック塀、石灯籠等の撤去にかかる費用に対して助成金を交付します。

## 2. 制度の概要

	住宅リフォーム助成事業 (被災住宅修繕等緊急支援事業)	ブロック塀等撤去費助成事業
申込期間	令和6年1月12日～3月28日	令和6年1月12日～3月28日
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・燕市民</li><li>・工事対象住宅等の所有者または所有者の親族（3親等以内）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ブロック塀等の所有者（個人、法人は問わない）</li><li>・ブロック塀等の所有者の親族（3親等以内）</li></ul>
対象工事	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で 下記①～③の条件を全て満たす工事 ①地震により破損した住家及び非住家を修繕する工事 ※非住家：空き家、併用住宅の店舗等の部分、 別棟の車庫・倉庫等 ②市内登録施工業者に発注した工事 （やむをえない場合は市外業者も可） ③対象工事費が税込み11万円以上の工事 ※すでに発注済みの工事も助成対象になります	令和6年1月1日地震発生以降に発注した工事で 下記①②の条件を全て満たす工事 ①下記の撤去工事 ・ブロック塀等 ・石灯籠等の組積工作物 ②市内業者に発注した工事 （やむをえない場合は市外業者も可） ※すでに発注済みの工事も助成対象になります
補助金額	【補助率】対象工事額（消費税相当分を除く）の1/2 【上限額】<住家> 20万円 <非住家> 10万円 ※住家、非住家を合わせて一世帯当たり20万円です ※助成金の申請は1回限りです	【補助率】対象工事額（消費税相当分を除く）の1/2 【上限額】10万円 ※助成金の申請は同一敷地で1回限りです
予算額	5,000万円（20万円×250件）	2,000万円（10万円×200件）